

変更箇所一覧

ページ	変更前						変更後						
3	≪包含する計画や施策≫ ○次世代育成支援行動計画に係る施策内容						≪包含する計画や施策≫ ○次世代育成支援 <u>地域</u> 行動計画に係る施策内容						
47	(2)地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域 各事業の性格から市内全域を基本とします。						(2)地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域 各事業の性格から市内全域を基本とします。						
	事業名			提供区域			事業名			提供区域			
	(1)～(18)中略			市内全域			(1)～(18)中略			市内全域			
	新(19)妊婦等包括支援事業(<u>伴走型相談支援事業</u>)						新(19)妊婦等包括 <u>相談</u> 支援事業						
49～50	④3号認定(1・ <u>2</u> 歳、保育の必要性あり) ■量の見込み						④3号認定(1歳、保育の必要性あり) ■量の見込み						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	必要利用定員総数	<u>67</u> 人	<u>65</u> 人	<u>67</u> 人	<u>66</u> 人	<u>65</u> 人	必要利用定員総数	<u>34</u> 人	<u>32</u> 人	<u>34</u> 人	<u>33</u> 人	<u>32</u> 人	
	確保の内容	<u>79</u> 人	<u>79</u> 人	<u>79</u> 人	<u>79</u> 人	<u>79</u> 人	確保の内容	<u>46</u> 人	<u>46</u> 人	<u>46</u> 人	<u>46</u> 人	<u>46</u> 人	
	特定教育・保育施設	<u>59</u> 人	<u>59</u> 人	<u>59</u> 人	<u>59</u> 人	<u>59</u> 人	特定教育・保育施設	<u>36</u> 人	<u>36</u> 人	<u>36</u> 人	<u>36</u> 人	<u>36</u> 人	
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	0人	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	0人	
	認可外保育施設	<u>20</u> 人	<u>20</u> 人	<u>20</u> 人	<u>20</u> 人	<u>20</u> 人	認可外保育施設	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	
	過不足	<u>12</u> 人	<u>14</u> 人	<u>12</u> 人	<u>13</u> 人	<u>14</u> 人	過不足	<u>12</u> 人	<u>14</u> 人	<u>12</u> 人	<u>13</u> 人	<u>14</u> 人	
							⑤3号認定(<u>2</u> 歳、保育の必要性あり) ■量の見込み						
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	必要利用定員総数		<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	必要利用定員総数	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人
	確保の内容		<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	確保の内容	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人	<u>33</u> 人
特定教育・保育施設		<u>23</u> 人	<u>23</u> 人	<u>23</u> 人	<u>23</u> 人	<u>23</u> 人	特定教育・保育施設	<u>23</u> 人	<u>23</u> 人	<u>23</u> 人	<u>23</u> 人	<u>23</u> 人	
地域型保育事業		<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	地域型保育事業	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	
企業主導型保育施設の地域枠		<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	企業主導型保育施設の地域枠	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	
認可外保育施設		<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	認可外保育施設	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	<u>10</u> 人	
過不足		<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	過不足	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人	

変更箇所一覧

ページ	変更前				変更後			
52	〔妊婦一般健康診査事業及び砂川市妊婦一般健康診査費用助成事業〕				〔妊婦一般健康診査事業及び砂川市妊婦一般健康診査費用助成事業〕			
	対象	妊婦	実施期間	通年	対象	妊婦	実施期間	通年
	内容	妊婦一般健康診査受診票14枚(超音波検査6回含)と砂川市妊婦一般健康診査補助券(15回目以降の健診及び超音波検査 有料 回分)を妊娠届出時と妊婦健康相談時に分けて発行し、受診を促す。健診は委託医療機関において実施する。			内容	妊婦一般健康診査受診票14枚(超音波検査6回 分含む)と砂川市妊婦一般健康診査補助券(15回目以降の健診及び超音波検査 8 回分)を妊娠届出時と妊婦健康相談時に分けて発行し、受診を促す。健診は委託医療機関において実施する。		
61	新(17)産後ケア事業 出産又は出生後1年を超えない母子を対象に、 宿泊型の母子産後ショートステイや、通所型の母乳外来などの方法により、 専門家のサポートを受けながら過ごしたり、育児や授乳相談のサポートを受けたりすることができる事業です。				新(17)産後ケア事業 出産又は出生後1年を超えない母子を対象に、 宿泊型、通所型、訪問型の方法により、委託する医療機関等において 専門家のサポートを受けながら過ごしたり、育児や授乳相談のサポートを受けたりすることができる事業です。			
62	新(19)妊婦等包括支援事業(伴走型相談支援事業) 妊娠の届出時、妊娠7か月頃の中期、出産後の新生児訪問時の面談など切れ目のない形で、全ての妊産婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、保健師・栄養士が面談等により妊娠・子育てにかかわる相談に応じるとともに、面談を行った妊婦等に給付金を支給することで経済的にも支援する事業です。				新(19)妊婦等包括相談支援事業 妊娠の届出時、妊娠7か月頃の中期、出産後の新生児訪問時の面談など切れ目のない形で、全ての妊産婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、保健師・栄養士が面談等により妊娠・子育てにかかわる相談に応じるとともに、 必要な支援につなげる伴走型相談支援を行い、 面談を行った妊婦に給付金を支給することで経済的にも支援する事業です。			
70	事業名	事業内容		担当部署	事業名	事業内容		担当部署
	ジャリン子四季体験塾	すながわ子どもセンター協議会が主催者となり、 四季を通した ふれあい体験学習を実施する。また、地域の協力によりリングブル運動を実施する。		社会教育課社会教育係	ジャリン子自然体験塾	すながわ子どもセンター協議会が主催者となり、 自然と ふれあい体験学習を実施する。また、地域の協力によりリングブル運動を実施する。		社会教育課社会教育係
70	 【ジャリン子四季体験塾】				 【ジャリン子自然体験塾】			
71	事業名	事業内容		担当部署	事業名	事業内容		担当部署
	子ども職場体験活動	家庭教育サポート企業の協力を得て、 低学年、中・高学年ごとに 職場の見学や簡単な業務・作業を体験する。		社会教育課社会教育係	子ども職場体験活動	家庭教育サポート企業の協力を得て、職場の見学や簡単な業務・作業を体験する。		社会教育課社会教育係
72	事業名	事業内容		担当部署	事業名	事業内容		担当部署
	肢体不自由児療育訓練事業	関係機関の理学療法士により、運動発達に遅れがみられる又は肢体に障がいのある児童に訓練を行う。また、今後は言語発達に遅れがみられる児童に対しても、言語聴覚士により、療育訓練を行う。		子育て支援課 子育て支援係	肢体不自由児療育訓練事業	専門の理学療法士又は言語聴覚士が派遣により、発達に遅れ等がみられる児童に訓練を行う。 ・北海道社会福祉事業団福祉村(年12回) ・北海道立旭川子ども総合療育センター(年4回)		子育て支援課 子育て支援係
73	事業名	事業内容		担当部署	事業名	事業内容		担当部署
	学童保育所における障害児保育	学童保育所において、集団保育の中で障がい児保育を行う。		子育て支援課 子ども保育係	学童保育所における障がい児保育	学童保育所において、集団保育の中で障がい児保育を行う。		子育て支援課 子ども保育係

変更箇所一覧

ページ	変更前			変更後		
79	③ 母子保健サービスの充実 【施策の方向性】 中略 本計画期間においては、特定不妊治療の一部が医療保険適用された以降に設けた自己負担額や先進不妊治療費への独自の助成制度を継続し、出産を希望される世帯への経済的支援を行うとともに、妊娠初期から出産後も保健師が面談等を通じてアドバイス等を行う 伴走型相談支援事業 も引き続き取り組んでいきます。また、出産後における心身の休養と育児支援や授乳ケア等を行う産後ケア事業を拡大して継続実施します。乳幼児健診では医療機関で受診する1か月児健診について、令和6年度から費用の助成を開始しており、令和7年度からは母子健康手帳のデジタル化として、アプリによる成長記録の管理、子育てに係る情報発信などを実施していく予定であり、安心して子どもを産み育てられる環境をより充実することで、母子保健に係る切れ目のない支援に努めていきます。			③ 母子保健サービスの充実 【施策の方向性】 中略 本計画期間においては、特定不妊治療の一部が医療保険適用された以降に設けた自己負担額や先進不妊治療費への独自の助成制度を継続し、出産を希望される世帯への経済的支援を行うとともに、妊娠初期から出産後も保健師が面談等を通じてアドバイス等を行う 妊婦等包括相談支援事業 も引き続き取り組んでいきます。また、出産後における心身の休養と育児支援や授乳ケア等を行う産後ケア事業を拡大して継続実施します。乳幼児健診では医療機関で受診する1か月児健診について、令和6年度から費用の助成を開始しており、令和7年度からは母子健康手帳のデジタル化として、アプリによる成長記録の管理、子育てに係る情報発信などを実施していく予定であり、安心して子どもを産み育てられる環境をより充実することで、母子保健に係る切れ目のない支援に努めていきます。		
79	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
	妊婦等包括相談支援事業 (伴走型相談支援)	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、面談等により妊娠・出産・子育てに関わる必要な情報を提供するとともに、支援や相談に応じる。	ふれあいセンター保健予防係	妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、面談等により妊娠・出産・子育てに関わる必要な情報を提供するとともに、支援や相談に応じる。	ふれあいセンター保健予防係
80	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
	母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査事業	妊娠届出時、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票14枚に加え、市独自に超音波検査及び15回目以降の妊婦健診への助成を拡大して補助券を発行し、健診の受診を促す。健診は委託医療機関において実施しているが、道外など委託契約を締結できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで対応する。	ふれあいセンター保健予防係	母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査事業	妊娠届出時、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票14枚 (超音波検査6回分含む) に加え、市独自に超音波検査及び15回目以降の妊婦健診 (超音波検査8回分含む) への助成を拡大して補助券を発行し、健診の受診を促す。健診は委託医療機関において実施しているが、道外など委託契約を締結できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで対応する。	ふれあいセンター保健予防係
80	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
	乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児のいる家庭を訪問し、発達状況を保護者とともに確認し必要な支援を行う。また、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつけることにより、地域の中で子どもを健やかに育成できる環境整備を図る。	ふれあいセンター保健予防係	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	全ての乳児のいる家庭を訪問し、発達状況を保護者とともに確認し必要な支援を行う。また、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつけることにより、地域の中で子どもを健やかに育成できる環境整備を図る。	ふれあいセンター保健予防係
81	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
	産後ケア事業	出産又は出生後1年を超えない母子を対象に、母親の心身の休養と授乳などの育児支援や発育確認を行う。宿泊型と通所型があり、委託する医療機関等において利用ができる。利用したケアに係る費用の一部を助成する。	ふれあいセンター保健予防係	産後ケア事業	出産又は出生後1年を超えない母子を対象に、母親の心身の休養と授乳などの育児支援や発育確認を行う。宿泊型、通所型、訪問型があり、委託する医療機関等において利用ができる。利用したケアに係る費用の一部を助成する。	ふれあいセンター保健予防係
82	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
	若年者生活習慣病予防健診事業	生活習慣病の発症が若年化していることから、早期より自身の健康状態を理解し、生涯にわたる生活習慣病の予防へ繋げていくため、小学5年生と中学2年生を対象として、市内医療機関で実施する健康診査の費用を 一部 助成する。また、健診後に本人と保護者に対し、健康相談、栄養相談を実施する。	ふれあいセンター健康増進係	若年者生活習慣病予防健診事業	生活習慣病の発症が若年化していることから、早期より自身の健康状態を理解し、生涯にわたる生活習慣病の予防へ繋げていくため、小学5年生と中学2年生を対象として、市内医療機関で実施する健康診査の費用を 全額 助成する。また、健診後に本人と保護者に対し、健康相談、栄養相談を実施する。	ふれあいセンター健康増進係
85	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
	乳児すこやか応援クーポン券支給事業	市内の指定取扱店において子育て関連用品の購入に使用できるクーポン券を乳児1人につき月額 4,000 円分、最大12か月分を支給する。原則、ふれあいセンターで実施している乳児家庭全戸訪問事業の際にクーポン券を支給する。	子育て支援課 子育て支援係	乳児すこやか応援クーポン券支給事業	市内の指定取扱店において子育て関連用品の購入に 満3歳の前月まで 使用できるクーポン券を乳児1人につき月額 5,000 円分、最大12か月分を支給する。原則、ふれあいセンターで実施している乳児家庭全戸訪問事業の際にクーポン券を支給する。	子育て支援課 子育て支援係

変更箇所一覧

ページ	変更前	変更後		
		事業名	事業内容	担当部署
85	追記	一時保育利用者負担軽減補助事業	住民税非課税世帯や住民税所得割合算額が77,101円未満の世帯等(低所得世帯等)の一時保育の利用における経済的負担を軽減するため、国の補助基準額を上限に一時保育の利用に係る保育料を助成する。	子育て支援課 子ども保育係
87	追記	中学生自転車用ヘルメット購入費補助事業	中学校における自転車通学時などの安全を確保することを目的に、ヘルメットの着用を義務化とし、新たに購入が必要な生徒に係るヘルメット購入費の一部又は全額を補助(補助上限5,000円)	学務課学校教育係
92	④ 経済的困難等を抱える家庭への支援 【施策の方向性】 国内における「貧困」の考え方は、国民所得を低い金額から高い金額まで順に並べ、中央値の金額からみて半分未満の所得で生活している状態を指標としています。厚生労働省の調査(※)では、日本の子どもの貧困率は11.5%で、子どもの9人に1人は貧困な生活状況にあることになります。本市では、このような状況を把握できていませんが、国の施策として令和5年度に住民税非課税世帯等へ支給された給付金に関し、18歳未満の子どもがいる世帯には加算金も支給されており、その実績は非課税世帯が94世帯・児童数157人、均等割のみ課税世帯が25世帯・児童数45人となっています。		④ 経済的困難等を抱える家庭への支援 【施策の方向性】 国内における「貧困」の考え方は、国民所得を低い金額から高い金額まで順に並べ、中央値の金額からみて半分未満の所得で生活している状態を指標としています。厚生労働省の調査(※)では、日本の子どもの貧困率は11.5%で、子どもの9人に1人は貧困な生活状況にあることになります。本市では、このような状況を把握できていませんが、国の施策として令和5年度に住民税非課税世帯等へ支給された給付金に関し、18歳以下(以下)の子どもがいる世帯には加算金も支給されており、その実績は非課税世帯が94世帯・児童数157人、均等割のみ課税世帯が25世帯・児童数45人となっています。	